

水質汚濁防止法について

水質汚濁防止法について

水質汚濁防止法は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制する等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図ることを目的としています。

特定施設とは？

人の健康を害するおそれのあるもの、又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのあるものを含んだ水を流す施設で、水質汚濁防止法施行令別表第一で具体的に定められています。

特定施設を設置している事業者は、**設置等の届出義務・排水基準遵守義務・排出水等の測定、記録、保存の義務・事故時の措置と報告の義務**等を遵守する必要があります。

また、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例の別表第2で定められている指定施設（大村湾流域）においても同様です。

届出の義務

水質汚濁防止法に基づく特定施設等を設置する場合や、施設の構造の変更をする場合は、その**60日前まで**（ 1 ）に届出が必要です。また、設置届のほかに、氏名（名称・住所・所在地）変更届出、承継届出、使用廃止届出があります。

なお、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に定める指定施設についても同様です。

届出様式は長崎県HPに掲載されています。

電子申請 申請書ダウンロードサービス 県民生活環境部 地域環境課

（ 1 ）止むを得ない事情により困難な場合は「実施制限期間短縮願」の提出が必要です。

【問い合わせ先】長崎県県央保健所 衛生環境課 環境保全班
〒854-0081 長崎県諫早市栄田町26-49
TEL：0957-26-3305 FAX：0957-26-9870

排水規制遵守義務

水質汚濁防止法では、排水基準として、人の健康に係る被害が生ずるおそれがある物質《健康項目》と生活環境に係る被害が生ずるおそれがある《生活環境項目》が定められています。

公共用水域に排水を排出する特定事業場は、その排水に適用されている排水基準を遵守しなければなりません。

さらに、県条例に基づく、上乘せ・横出し排水基準が設定されています。

1．一律排水基準

(1) 有害物質

すべての特定事業場からの排水について適用されます。カドミウム、水銀など28物質について排水基準が定められています。

(2) 生活環境項目

日平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用されます。

pH、BOD、CODなど15項目について排水基準が定められています。

河川へ排出される場合はBOD、海へ排出される場合はCODが適用されます。

2．上乘せ排水基準

排水が本明川(諫早湾干拓調整池)や大村湾へ流入する特定事業場は県の条例により、BOD、COD、SSについて、排水量や水域区分、設置時期等に応じて、一律排水基準より厳しい基準が設定されています。

3．横出し排水基準

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例の別表第2で定められている指定施設(大村湾流域)はBOD、COD、SSについて排水基準が定められています。

自主測定義務

水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排水の水質項目について1年に1回以上測定して記録し、それを3年間保存することが義務付けられています。

測定が必要な項目は、特定施設設置(使用, 変更)届出書の「排水の汚染状態」の欄に記載された項目です。

事故時の措置

施設の破損等の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が公共用水域へ排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは直ちに応急の措置を講じるとともに、事故の概要を知事に届ける義務があります。なお、事故は人為的な事故に限らず、天災を含む不可抗力による事故を含みます。